

平成 29 年 第 1 回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 29 年 2 月 21 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成 2 9 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目

次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長のあいさつ	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	4
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第 1 1 号の上程、説明、採決	1 1
○閉会の宣告	1 2
○会議録署名	1 3
○議決結果	1 5
○議席表	1 6

平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成29年2月21日 午後1時57分開議

出席議員（22名）

2番	土 屋 準	3番	白 石 英 行
5番	坂 下 修	8番	岸 田 哲 治
10番	木 村 正 義	12番	小 泉 やすお
14番	やまだ 加奈子	15番	小 林 公 彦
16番	高山 のぶゆき	17番	安 西 俊 一
18番	鈴 木 基 司	19番	佐 藤 寿 宏
20番	深 澤 達 也	21番	栗 原 健 治
22番	小 山 進	23番	小野寺 淳
24番	稲 垣 米 子	25番	井 上 耕 志
26番	荒 井 健	27番	橋 本 弘 山
29番	藤 岡 智 明	30番	東 亨

欠席議員（9名）

1番	押 田 まり子	4番	太 田 雅 久
6番	山 本 香代子	7番	本 多 健 信
9番	高 橋 昭 彦	11番	高 橋 ちあき
13番	木 下 広	28番	戸 沢 弘 征
31番	土 屋 博		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西 川 太一郎	副広域連合長	三ッ木 晴 雄
総務部長	白 石 淳	保険部長	檜 島 章 夫
総務課長	古 橋 豊	企画調整課長	高 野 祐 子
管理課長	近 藤 喜一郎	保険課長	後 藤 邦 正
会計管理者	山 本 英 一	監査委員書記 (副参事)	古 橋 豊

選挙管理委員会書記長 高野祐子

職務のため出席した者の職氏名

書記長	古橋 豊	書記長	昌 徳
書記	佐々木 均	書記	白石 剛大
書記	藤田 七星		

議事日程 第1号

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会期の決定について |
| 第 2 | 議案第10号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第11号 平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1時57分 開会

○小林議長 ただいまから、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は22名です。欠席の通告は、押田まり子議員、太田雅久委員、山本香代子議員、本多健信議員、高橋明彦議員、高橋ちあき議員、木下広議員、戸沢弘征議員、土屋博議員の9名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 広域連合長の西川でございます。

第1回臨時会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本日は、時節柄、議員の先生方には、ご地元の議会、予算審議等、大変ご多用の中と拝察を申し上げますが、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。また、第1回定例会では、全議案につきましてはご可決いただき、重ねて御礼を申し上げます。

第1回定例会から間がない中、臨時会を開催いたしますことを大変恐縮に存じておりますが、本臨時会に上程させていただきます案件は、国の保険料軽減特例の見直しに係るものでございます。今回の国の見直し内容が最終的に決まりましたのが、平成29年度の予算案が閣議決定された昨年末でございました。この見直しの決定を受け、関連いたします当広域連合の独自軽減措置の取り扱いについて、区市町村へ意向調査を実施し、その結果等を踏まえ、広域連合協議会において協議を、そして決定をいただく必要がございます。日程上、どうしても第1回定例会には間に合わず、今回の臨時会開催の運びになりました。どうぞお許しいただき、ご理解を賜りたいと、お願いを申し上げます。

本日は、関連いたします条例改正と補正予算案を提案させていただいております。何とぞご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上をもちまして、開催に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○小林議長 ありがとうございました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、やまだ加奈子議員及び荒井健議員にご指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○古橋書記長 それでは、本日、議場配付いたしました文書等につきまして、ご報告いたします。

1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。

2、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）でございます。

3、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。

以上3件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承お願いをいたします。

報告は以上でございます。

○小林議長 これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○小林議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、議案第10号、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案インデックス1をお開きください。

議案第10号、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、このたびの国における保険料軽減特例の見直し等に伴い、平成29年度における保険料の軽減について、関係条文の改正を行うものであります。

改正点は3点ございます。

第1は、低所得者に対する均等割額の9割及び8.5割の国の軽減特例が継続されることに伴い、規定整備を行います。

第2は、低所得者に対する所得割額の軽減について、東京都広域連合の50%・25%の独自軽減措置は継続いたしますが、国の軽減措置が50%から20%に変更となるため、100%軽減を70%軽減に、75%軽減を45%軽減に、50%軽減を20%軽減に改正いたします。

第3に、元被扶養者に対する均等割額の軽減について、国の軽減措置が9割から7割に変更されることに伴う改正をいたします。なお、元被扶養者のうち、低所得者に対する9割又は8.5割軽減に該当する方については、9割軽減又は8.5割軽減が適用されます。

以上、何とぞご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○小林議長 これより質疑を行います。

議案第10号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

大きく5点について質問いたします。

今回の改定で軽減特例措置が削減・廃止されるわけですが、その影響について、まず初めに質問します。

その中の1つ目で、所得割額5割軽減が2割軽減になり、負担増となる方の人数、また、1人当たりの負担の増の額を教えてください。

2番目に、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額9割軽減が7割軽減になり、負担増になる方の人数と、1人当たりの負担増額を教えてくださいと思います。

2つ目に、広域連合として国の特例軽減の継続をこの間求めてきたと思います。この求めてきた理由をお伺いします。

大きな3つ目です。負担増となる被保険者の所得状況の変化、生活実態について、どのように広域連合として今認識しているのか、お伺いします。

大きな4つ目です。広域連合の保険者としての被保険者の生活を守る責任についてお伺いします。

1つ目ですが、どのように被保険者の生活を守る責任を認識し考えているのか、お伺いします。

2つ目に、この軽減特例措置が削減・廃止されることによって大きな影響を受けるとは思いますけれども、生活が成り立たなくなった場合の対応についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

大きな5つ目です。最後です。負担増の周知について、被保険者に対する周知、また、この全体の市民に対する周知についてどのようにお考えなのか、改めてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○小林議長 それでは、答弁を求めます。

保険課長。

○後藤保険課長 初めに、私からは、議員お尋ねの1番目の、国の軽減特例の削減・廃止による影響について、そして3番目の、負担増になる被保険者の所得状況の変化、生活実態について、それから4番目の、広域連合が保険者として被保険者の生活についてどう認識しているかについて、お答えいたします。

まず、所得割額の軽減特例見直しにより影響を受ける人数と1人当たりの負担増額についてです。平成29年度に対象となる被保険者の数は約14.7万人、影響額は10.8億円と見込んでございます。影響額を被保険者数で割りますと、1人当たりの負担増は年間およそ7,347円でございます。

続いて、元被扶養者であった被保険者の均等割額9割軽減から7割軽減となる方の負担増額についてです。元被扶養者の中には引き続き低所得の9割軽減に該当する方もおられますので、平成29年度に9割から8.5割軽減になる方及び7割軽減となる方の人数は約5.1万人、影響額は3.5億円と見込んでおります。影響額を被保険者数で割りますと、1人当たりの負担増は年間およそ6,836円でございます。

次に、被保険者の所得状況、生活実態の認識についてです。

今回の軽減特例の見直しにより負担増となる所得階層は、単身世帯で年金収入が173万円の方は、平成28年度の年額保険料2万5,700円が、平成29年度には3万1,100円へ、同様に、211万円の方は、年額6万200円が7万6,000円となります。このことにより、被保険者の方の生活実態に一定の影響があるものと認識してございます。

なお、平成28年度の確定賦課において、1人当たりの所得の伸び率は前年度の確定賦課時に比べマイナス0.4%でした。平成27年度は前年度比マイナス1.0%であったことから、この数値を勘案いたしますと、被保険者の方の所得の下がり幅は縮小していると言えできると考えます。

次に、広域連合の保険者としての被保険者の生活への責任についてです。

我が国は世界トップクラスの長寿国であり、その背景には充実した医療保険制度があります。誰もが少ない自己負担で高水準の医療を受けられる国民皆保険制度は、日本が誇るべき制度です。

当広域連合も皆保険制度を支える保険者として、被保険者が安心して医療を受けられるよう、現役世代を含む国民全体の理解と支援のもとに、制度の持続性を確保し、安定的な運営を行っていく責務があると認識しております。

また、医療の確保はもとより、被保険者の健康を支えていくことも今後ますます重要であると認識しており、新年度には、生活習慣病の早期発見により重症化の予防や健康寿命の延伸を図ることなどを目的として、新たに健康診査受診勧奨事業などにも取り組み、健康づくりの面からも医療費の適正化に努め、保険者としての責任を果たしてまいります。

続いて、被保険者の生活が困難となった場合についてです。

当広域連合では、後期高齢者の生活に一定の配慮をする観点から、区市町村の理解と協力を得て、一般財源の投入による保険料の増加抑制策を講じることで、保険料の負担軽減を実施してきたところ です。その結果、他の広域連合と比べ東京都の保険料率は、同じ所得で比較した場合、相対的に低いものとなっております。

高齢者の生活支援等に係るサービスについては、区市町村において、高齢者の生活実態に応じた、多様できめ細やかな支援策が講じられているところです。生活にお困りの被保険者につきましては、区市町村等が行う個別のサービスのご利用をいただけるものと考えてございます。

○小林議長 企画調整課長。

○高野企画調整課長 私のほうからは、広域連合として国の軽減特例の継続を求めてきた理由につい

て、お答えをいたします。

当広域連合は、軽減特例に関しまして、後期高齢者医療広域連合全国協議会を通じまして、数度にわたり要望を行ってまいりました。要望内容の骨子は、現行の軽減特例制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講ずることというものでございました。

これは、高齢者は年金収入だけの方も多く、経済的に厳しい状況に置かれている方もおられるとともに、今後、こうした高齢者を取り巻く社会経済状況が厳しさを増すことも考えられることから、要望してきたものでございます。

続きまして、国の見直しにかかわる周知についてのご質問にお答えをいたします。

このたびの高額療養費や保険料軽減特例などの見直しについては、広く被保険者に周知をしていく必要があると考えております。このため、個別の広報といたしましては、今回の制度改正に関するリーフレットを、平成29年6月から7月に通知する保険料額決定通知書に同封し、全被保険者に対し周知を行う予定でございます。

また、一般広報といたしましても、平成29年3月下旬に発行の広報紙「いきいき通信」を、新聞折り込みや区市町村を初め病院などの窓口での配布により広く周知を行うとともに、制度の説明をした冊子や、ホームページにも情報を掲載いたします。

また、お問い合わせセンターにおける体制も整えてまいります。

さらに、保険料額が増えたなど、被保険者からの個別のご相談に対しては、区市町村と緊密な連携を図りながら丁寧な説明を行っていくなど、被保険者に混乱が生じないように、万全の体制で取り組んでまいります。

○小林議長 ほかには質疑はございますか。

栗原健治議員。

○栗原議員 ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、軽減特例の削減・廃止の影響について、1人当たりの負担額を被保険者で割った数でお示しされたと思うんですけども、これは、軽減措置を受けていた低所得者の被保険者数で割った1人当たりの額でしょうか。確認しておきたいと思います。

その上で、高齢者の生活実態ですけれども、所得では下がり幅は改善されているけれども、所得は減っている現状にあるということが答弁でありました。実際に高齢者の生活実態を見てみますと、年金は年々減少していると。この間も後期高齢者、議会に陳情が寄せられていまして、マクロ経済スライドが今後30年間にも及ぶことが想定されると、高齢者を取り巻く生活環境は極めて厳しいものになるということで、特例軽減の継続を求める陳情も出されてきました。

こういう実態があると同時に、平成30年度には介護保険の改定があります。介護保険料も引き上げ

られることが想定されるという点では、先ほど、この軽減措置を広域連合として国に求めてきた理由として、経済的な厳しい状況が高齢者にあるということと、今後、厳しさを増していくということが想定されるということが言われました。実際に今後、これからもさらに高齢者の実態というのは厳しくなるというふうに感じるわけですが、特例軽減の持つ役割というのは、より今まで以上に高まっているのではないかと思いますけれども、ご見解をお伺いしたいというふうに思います。

あと、これで負担の額がどのくらいなのかと。1人当たりの負担額も言われましたけれども、単身世帯で収入が年金収入のみのケースの場合での公的年金収入で173万円の場合、1.2倍で5,400円の増になる。また、168万円の場合には1.65倍に保険料がなって、4,100円の負担増となると。211万円の場合には1.26倍で1万6,000円の増になるという。また、この被保険者、元被扶養者に対する保険料の額も1.5倍から3倍になるという状況があります。実際にこの引き上げによって、短期証や差し押さえにつながるのではないかとこの心配があります。どのように対応するのか、各自治体に対しての広域連合等の姿勢をお聞きしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○小林議長 保険課長。

○後藤保険課長 初めに、1人当たりの計算方法でございます。これは、対象となっている方の数で割ってございます。

次に、所得が減り、30年度の介護保険の見直し等も踏まえ、特例軽減の役割がさらに必要とされているのではないかとこのお尋ねでございます。

東京都広域連合におきましては、東京都が独自に国の軽減に上乗せをして行っております軽減策についてアンケートをとりまして、先ほど連合長からもお話し申し上げたところでございますが、これについては、そのような低所得の方の生活を鑑み、29年度、引き続き継続をしていくという判断に至ったところでございます。今後も高齢者の暮らしを見つめながら、政策を打ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、短期証、それから差し押さえについてのお尋ねでございます。

短期証につきましては、例えば支払い能力があるにもかかわらず保険料を支払わないなど、必要と判断された場合に交付をしてございまして、被保険者の事情を丁寧に聞くことで、濫用にならないよう留意して、区市町村においてきめ細やかな相談に乗るなど、被保険者の目線で仕事をするということを心がけているというふうに理解してございます。

それから、差し押さえについては、支払い能力があるにもかかわらず払わないなど、他の被保険者との公平性の観点から、やむを得ない場合に実施されていると理解してございまして、この3年、25、26、27年度を見ますと、人数、金額とも減少傾向にございます。

引き続き丁寧に相談に応じること、被保険者の方の立場に立って対応をしていくことが肝要である

というふうに考えてございます。

○小林議長 企画調整課長。

○高野企画調整課長 軽減特例措置が今後必要ではないかとのご質問に対してお答えをいたします。

軽減特例措置はもとより、高齢者の生活実態が今後厳しくなるということが予想されるということに對しましては、全体的に後期高齢者医療制度として安定的な運営を図り、安心して後期高齢者が医療を受けられるようにしていくことが大事であると考えております。

このために、広域連合といたしましては、国に対して、全国協議会を通じまして国庫負担割合の増加や高齢者の保険料率の改定方法の見直し、それから、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用する仕組みの維持・継続、さらには恒久化の検討など、被保険者の保険料負担軽減のための国の財政支援の拡充を従前より要望しているところでございます。

○小林議長 栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、最後の質疑になりますけれども、ただいまの答弁で、この特例軽減については、広域連合としても必要だと、制度が導入されて以来ずっと続けられてきたもので、定着してきている部分でも、軽減対策、低所得者対策として定着してきたものだと思います。そういう点で、これを廃止すれば生活に影響を与える保険料になってしまうということを認識した上で、改善・継続を求めてきたわけですし、保険料そのものの負担を軽減するために、さまざまな財政支援を国に求めてきたのは当然だと思います。また、広域の議員としてもそれを求めてきたわけで、立場は一緒だと思います。被保険者の負担、保険料の負担を軽減していかなければ高齢者の医療が守れないという切実な地域の声が、やはり私が今回質問させてもらった理由でもあります。

改めて、低所得者対策として行われてきた特例措置なので、これが廃止されていくと、より生活に影響を及ぼすと思います。そのことによって、差し押さえだとか短期証などにつながっていく方が増えていくんじゃないかと心配すると言いましたけれども、増えるだろうというふうには想定はしていないようですけれども、私は、ここは丁寧に対応しなければならないというふうに思います。周知は当然ですけれども、各自治体の後期高齢者医療にかかわる対応で、生活が大変厳しくなった、また、保険料が払えないというようなときの相談体制を、広域連合として丁寧にやるよう求めていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。対応をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

改めて、広域連合としてもこの間、やむを得ずということでは言ってきたわけですが、この特例措置を求めて、継続を求めてきたわけです。やはり国に対して改めて、高齢者の実態やこれからの社会状況を鑑みて、新たな軽減特例を求めていく必要が私はあるというふうに思います。広域連合として、国が決めたことで、今は決まったことですが、東京都の広域連合として、引き続き特例軽減を復活するよう求めていく必要があると思いますけれども、ご所見を伺いたいというふうに思います。

高齢者の声ですけれども、低額の年金からこれ以上取られてはたまらないと。ひとり暮らしで財産もなく、低い年金で、自助努力で健康を維持していくにも限界があると。保険料の負担を軽減してほしい、これ以上保険料負担を上げる、保険料による負担を上げないでほしいという切実な声が寄せられています。ぜひこの声に応えた対応を広域連合としても進めていただきたいと思いますけれども、質問、最後、答弁、よろしくお願いします。

○小林議長 保険課長。

○後藤保険課長 初めに、短期証の交付と差し押さえについて、区市町村の皆様との情報共有、それから対応についてでございます。

区市町村の担当者の皆様とは、年度の初めの事務説明会を初め、それぞれの段階で意見の交換や情報共有する機会を数多く持っております。その中で、保険料の収納、それから給付、適正化等々を話し合う中で、被保険者の方の生活実態を踏まえた、被保険者の方の立場に立った仕事をするということは、常日ごろから私どもも区市町村の皆様も、情報を一にして、情報をともにして、仕事に向かって、仕事を進めているところでございます。

引き続き、短期証の交付、それから差し押さえについては、適正に、必要な場合に行うということで進めていきたいというふうに考えてございます。

○小林議長 企画調整課長。

○高野企画調整課長 軽減特例措置を、継続を要望しないのかということについてのご質問にお答えをいたします。

今回の見直しでございますが、制度の持続性を高めるために、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、社会保障審議会医療保険部会におきまして、3年に及ぶ様々な議論の末のものでございます。現行制度を全て継続するということにはなりませんでしたが、低所得者に対する均等割の9割軽減と8.5割軽減が当面継続されるなど、見直しの内容は、対象となる被保険者への配慮が相当程度なされたものと受け止めております。

また、今回は、日々高齢者からの相談に対応するなど、高齢者の状況を把握する機会の多い区市町村に対する意向調査の結果も踏まえまして、東京広域独自の低所得者に対する所得割の軽減措置については、平成29年度においても継続することとしたところであります。

引き続き、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○小林議長 以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第10号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、議案第10号、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第11号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、関連するので、あわせて反対の討論をします。

議案第10号は、後期高齢者医療制度の導入以来、国の低所得者対策として行われてきた保険料軽減特例の見直しによる同制度の段階的削減・廃止の改定である。特に生活の厳しい低所得者、低所得の被保険者の保険料負担を増やすものであり、被保険者のうち約1割の方が負担増の影を受ける……

○小林議長 栗原議員、すみません、今、補正予算の通告を受けていませんので、よろしいですか。

○栗原議員 はい……。

○小林議長 議案第10号のみにしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○栗原議員 わかりました。

負担増の影響を受ける条例改定は高齢者の、ちょっと、どこから読み直しましょうか。初めから読みます。

議案第10号は、後期高齢者医療制度の導入以来、国の低所得者対策として行われてきた保険料軽減特例の見直しによる同制度の段階的削減・廃止の改定である。特に生活の厳しい低所得の被保険者の保険料負担を増やすものであり、被保険者のうち約1割の方が負担増の影響を受ける条例改定は、高齢者の生活をさらに苦しくものであり、認められない。多くの被保険者も、東京都後期高齢者医療広域連合も、国の保険料軽減特例の継続を求めてきたこと、対象となる被保険者の低所得高齢者の所得が年金削減で減り続けていることから、同制度の継続が必要であることは明らかである。

よって、議案第10号に対し反対をする。

よろしくお願いします。

○小林議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第10号につきまして、原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第11号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案のインデックス2をお開きください。

議案第11号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ960万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1兆3,113億9,572万4,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、3ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正は、国の保険料軽減特例の見直しに伴い、軽減分を補填する国の交付金が減少し、保険料収入を原資とする区市町村支出金が増加するため、歳入予算の補正を行うとともに、制度改正にかかわる広報・周知経費を計上し、その財源である国の調整交付金を同額補正するものであります。

7ページから17ページまでが事項別明細書であります。

以上、誠に簡略な説明でございますが、ご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○小林議長 議案第11号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小林議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力、大変にありがとうございました。

午後 2時37分 閉会

議 長 小 林 公 彦

署 名 議 員 や ま だ 加 奈 子

署 名 議 員 荒 井 健

平成２９年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果一覧

広域連合長提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第１０号	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	２月２１日	原案可決
議案第１１号	平成２９年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	２月２１日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席 番号	所属議会	氏 名	議席 番号	所属議会	氏 名
1	中央区議会	押田 まり子	17	葛飾区議会	安西 俊一
2	港区議会	土屋 準	18	八王子市議会	鈴木 基司
3	文京区議会	白石 英行	19	立川市議会	佐藤 寿宏
4	台東区議会	太田 雅久	20	武蔵野市議会	深澤 達也
5	墨田区議会	坂下 修	21	三鷹市議会	栗原 健治
6	江東区議会	山本 香代子	22	青梅市議会	小山 進
7	品川区議会	本多 健信	23	府中市議会	小野寺 淳
8	大田区議会	岸田 哲治	24	昭島市議会	稲垣 米子
9	世田谷区議会	高橋 昭彦	25	調布市議会	井上 耕志
10	渋谷区議会	木村 正義	26	稲城市議会	荒井 健
11	中野区議会	高橋 ちあき	27	羽村市議会	橋本 弘山
12	杉並区議会	小泉 やすお	28	あきる野市議会	戸沢 弘征
13	豊島区議会	木下 広	29	西東京市議会	藤岡 智明
14	北区議会	やまだ 加奈子	30	日の出町議会	東 亨
15	板橋区議会	小林 公彦	31	八丈町議会	土屋 博
16	足立区議会	高山 のぶゆき			